

協議会だより

国会請願、第二〇八回国会で採択!!

全国学童保育連絡協議会(以下、全国連協)は二〇二二年、二〇二二年の二年間をかけて、「一人ひとりの声を国と自治体に届けよう」という取り組みと、「学童保育(放課後児童健全育成事業)の拡充を求める」国会請願署名を行った(国会請願署名に取組むことの意義や仕組み、取組みの途中経過については本誌二〇二二年六月号「協議会だより」もご覧ください)。

指導員の資格や配置基準の参酌化を決めた「第九次地方分権一括法」の附則では、「施行後三年(二〇二二年度中)の見直しを行うことが定められました。これに向けて全国連協は、「従うべき基

準」に戻すこと、そのほかの「参酌基準」も順次「従うべき基準」とすることを要望しています。

二〇二〇年二月に開催した全国運営委員会で請願署名に取り組むことを提起し、「第一九八回国会で採択された請願を、全国連協の実績として活かすこと」「コロナ禍で明らかになった制度の脆弱性」と、この間、学童保育の果たしている役割にふれ、学童保育の基準の拡充につながることを念頭にいただいた請願趣旨と請願事項の検討を、二〇二二年四月の全国運営委員会まで重ねました。

集められた署名は、第二〇八回国会(会期は二〇二二年一月一七日から六月二五日)に国会議員の紹介をとおして提出しました。受付の締め切りまでに、衆議院に九〇名(九〇件)の紹介議員を

通じて八万五三〇二筆、参議院に三四名(三五件)の紹介議員を通じて三万一〇〇一筆、合計一六六三〇三筆が受理されました。

請願が付託された衆・参それぞれ、参の厚生労働委員会で同年六月一五日に全会派が一致し、同日の本会議で採択されました(衆・参のホームページで、受理された件数や署名数、紹介議員の一覧が確認できます。件数と人数が異なるのは、同じ議員が複数回提出したものが含まれているためです)。採択された請願は、内閣に送付され、内閣はそれを誠実に処理し、その経過を国会に報告することになります。

一般的に、国会請願が「採択」されることは、数多くありません。第二〇八回国会では、衆議院の一六委員会に二二本の請願が付託され、採択されたのは九本(法務委員会一本、厚生労働委員会八本)、参議院の一七委員会に

一六四本の請願が付託され、採択されたのは九本(法務委員会一本、厚生労働委員会八本)でした。

採択された請願を、具体的にどのように学童保育の制度・施策に反映させていくか、今後の私たちの運動が問われます。このたび採択されたことを糧に、私たち一人ひとりの声を当事者の声として連絡協議会に集め、組織として要望を伝えつつつけていきましょう。

* * *

今回、学童保育に関わる二つの議員連盟に入室している議員をはじめとして、衆・参の厚生労働委員会所属の議員を中心に、紹介議員の要請をしました。都道府県・市町村連絡協議会では、日常的に懇談を行っている議員、また、この機会に新たな関係を構築すべく懇談を申し入れた議員などに、幅広く要請することができました。

都道府県連絡協議会から申し入れたことで、衆議院厚生労働委員

会委員長や厚生労働大臣政務官との懇談も実現しました。また、「紹介議員」という結果に現れなかった場合でも、全国各地でさまざまな働きかけが行われました。今後、このたびの取り組みを機に関係を築いた議員への働きかけをつけ、よりよい学童保育の実現に向けて、ひきつづき力をあわせて取り組みましよう。

骨太方針二〇二二、「放課後児童クラブ」の文言が入る

二〇二二年六月七日、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二二」新しい資本主義へ課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現（骨太方針二〇二二）が、経済財政諮問会議での審議を経て、閣議決定されました。

学童保育（放課後児童クラブ）については、つぎのように記されています。

「全その中でも、安全・安心に成長できる環境を提供するため、教育・保育施設等において働く際に性犯罪歴等についての証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入、予防のための死亡検証（CDDR）の検討、未就園児等の実態把握と保育所等の空き定員の活用等による支援の推進、SNS等の活用を含めた子どもの意見を政策に反映する仕組みづくり、学校給食などを通じた食育の充実、放課後児童クラブや子ども食堂等様々な子どもの居場所づくり等に取り組み」（第二章 新しい資本主義に向けた改革／二. 社会課題の解決に向けた取組／二.二 包摂社会の実現（少子化対策・こども政策）に記載）

なお、これまでをふり返ると、骨太方針二〇二二では、『新・放課後子ども総合プラン』の着実な実施」としか、ふれられていませんでした。骨太方針二〇二〇

では、学童保育を直接あらわす文言は用いられておらず、骨太方針二〇一九では、『新・放課後子ども総合プラン』に基づき、二〇二三年度末までに放課後児童クラブの約三〇万人分の更なる受け皿整備を進める。なお、共働きの世帯の増加や児童期の多様な学びの必要性の高まりを踏まえ、二〇一九年中に、放課後児童クラブに期待される様々な役割を把握するための実態調査を行う」ともありました。

二〇二二年八月二十五日の参院本会議では、「こども家庭庁設置法」「こども基本法」が可決・成立しました。「こども家庭庁」に関わっては、子ども政策を一元化して担う組織が内閣府の外局として、二〇二三年四月に発足します。

学童保育は、「教育部門」の「相談対応や情報提供の充実、全そのこどもの居場所づくり」のなかに、「放課後児童クラブ、児童館

や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり」として位置づけられています。一方、保育所は「就学前の全そのこどもの育ちの保障」に位置づけられており、学童保育についても同様に「育ちの保障」という位置づけが必要と考えます。

ひきつづき、「子どもにとって」という視点に立って、現場の実態、子どもや保護者の様子、指導員の関わりを伝えながら、私たちが大切にしたい学童保育の役割を果たすための制度のあり方を、広く社会に発信していきます。

第57回 全国学童保育 研究集会

2022年10月29日（土）全体会

2022年10月30日（日）分科会

*両日とも「Zoom」活用による
オンライン開催

リーフレットが完成しました！
今月号の巻末をごらんください。